

社会福祉法人刈谷市社会福祉協議会ホームページバナー広告取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、社会福祉法人刈谷市社会福祉協議会広告掲載要綱（平成 27 年 11 月 1 日施行。以下「要綱」という。）及び社会福祉法人刈谷市社会福祉協議会ホームページバナー広告掲載基準（平成 27 年 11 月 1 日施行。以下「基準」という。）に基づき、社会福祉法人刈谷市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が公開及び管理するホームページ（以下「本会ホームページ」という。）への広告掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、「バナー広告」とは、ホームページ内に表示する広告で、広告主の指定するホームページにリンクするものをいう。

(広告の種類)

第3条 本会ホームページに掲載する広告は、バナー広告（以下「広告」という。）とする。

(広告の範囲等)

第4条 広告主及び掲載する広告の内容等については、要綱及び基準に基づくものとする。

2 前項の規定は、広告のリンク先（リンク先ページと関係が深いと本会が認めたリンク先を含む）のホームページの内容についても準用する。

(広告の規格等)

第5条 広告の規格等は、原則として次のとおりとする。

大きさ	縦60ピクセル、横150ピクセル
形式	G I F（アニメ不可、透過G I F不可）、J P E G、P N G
データ容量	20KB以下
その他	画像のスライス（分割）不可

(広告の掲載位置及び枠数)

第6条 広告の掲載位置及び枠数は、会長が別に定める。

(広告の掲載期間)

第7条 広告の掲載期間は1月単位とし、広告主が指定することができる。

(広告掲載料)

第8条 広告掲載料は、次のとおりとする。なお、掲載期間1月未満の場合は1月として計算する。

本会法人会員である法人		本会法人会員でない法人	
掲載申込期間	掲載料	掲載申込期間	掲載料
1月	2,000円	1月	3,000円

(広告枠の募集)

第9条 広告掲載希望者の募集は、本会機関誌及びホームページ等で公募するものとする。

(広告掲載の申込受付)

第10条 広告掲載の申込受付は、別紙様式1「刈谷市社会福祉協議会ホームページバナー広告掲載申込書」及び広告原稿を広告主から受理して行う。

(広告主の審査及び決定)

第11条 広告を募集した課長は、前条の申込を受付後、要綱及びこの要領に基づき、広告主及び広告を審査し、掲載する広告を決定する。

2 前項の決定は、別紙様式2「刈谷市社会福祉協議会ホームページバナー広告掲載決定通知書」を広告主に交付して行う。

附 則

この要領は、平成27年11月1日から施行する。

様式 1 (第 10 条関係)

年 月 日

刈谷市社会福祉協議会ホームページバナー広告掲載(変更)申込書

刈谷市社会福祉協議会会長

	住所(所在地)	
申込者	氏名(名称)	
	代表者職氏名	印

下記のとおり、刈谷市社会福祉協議会ホームページへバナー広告の掲載を申込みます。

記

- 1 広告主名・リンク先 URL
- 2 バナー広告データ
- 3 広告主資料(所在地・代表者名・業種等)

様式2（第11条関係）

年 月 日

刈谷市社会福祉協議会ホームページバナー広告掲載決定通知書

申込者氏名

刈谷市社会福祉協議会 会長 印

下記のとおり、刈谷市社会福祉協議会ホームページへバナー広告の掲載を決定します。

記

- 1 掲載決定内容
別添のとおり